資料 21

基準の特例を適用した流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の設置基準

1 設置上の留意事項

- (1) 流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条に規定する基準の特例を適用した検知装置(以下「特例流水検知装置」という。)を用いるスプリンクラー設備は、政令第12条の規定により設置すること。
- (2) 特例流水検知装置のうち、予作動式(湿式)流水検知装置を用いるスプリンクラー設備(以下「予作動式(湿式) SP」という。)及び予作動式(負圧湿式)流水検知装置を用いるスプリンクラー設備(以下「予作動式(負圧湿式) SP」という。)は、省令第13条の6第1項に規定する予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備(以下「予作動式SP」という。)として取り扱うことから、省令第13条の6第1項第1号及び第3号に規定する表の下欄に定める個数に1.5を乗じること。
- (3) 特例流水検知装置は性能等により、個別に流水検知装置の技術上の規格を定める省令(昭和58年自治省令第2号)第12条に規定する基準の特例が適用され、検定されているものであることから、検定時に個々の機器に応じて確認されている次の性能等の範囲内で設置すること。
 - ア 予作動式 (湿式) 流水検知装置
 - (ア) シングルインターロック方式

流水検知装置の一次側及び二次側に加圧水を満たした状態であり、火災報知設備の感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器(以下「感知部」という。)が作動した場合に弁体が開き、加圧水が二次側へ流出する性能等

(イ) ダブルインターロック方式

流水検知装置の一次側及び二次側に加圧水を満たした状態であり、感知部が作動し、かつ、閉鎖型スプリンクラーヘッド等が開放した場合に弁体が開き、加圧水が二次側へ流出する性能等

イ 予作動式(負圧湿式)流水検知装置

流水検知装置の一次側に加圧水を満たし、二次側に水を満たし、かつ、負圧(大気圧より低い圧力) 状態にあり、感知部が作動した場合に弁体が開き、加圧水が二次側へ流出する性能等

2 特例流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の設置

- (1) 予作動式(湿式) SPの設置については、政令第12条第2項に規定するスプリンクラー設備の設置及び 維持に関する技術上の基準及び第4章第2節第4「スプリンクラー設備」、I「技術基準」、4によるほか、 次によること。
 - ア 当該流水検知装置の系統には、小区画型ヘッドを設けないこと。
 - イ 流水検知装置の二次側に補助散水栓を設ける場合には、補助散水栓の開閉弁の開閉、消防用ホースの 延長等により当該流水検知装置の弁体が開く措置を講じること。
 - ウ 自動火災報知設備の点検、故障等による非連動時に、制御盤への火災信号が遮断される場合には、流 水検知装置の弁体が開く措置を講じること。
- エ 複数の感知部が作動した場合に流水検知装置の弁体が開く方式(アンド回路制御方式)としないこと。 (2) 予作動式(負圧湿式)SPの設置については、(1)によるほか、次によること。
 - ア 流水検知装置の二次側配管には、当該配管内の圧力が圧力設定値よりも上昇する等の圧力異常が生じた場合に、自動的に警報を発する措置を講じること。
 - イ 末端試験弁の一次側に設ける圧力計は、連成計を設けること。

3 特例適用

- (1) 2以外により設置する場合は、火災予防規程第76条に規定する予防技術検討委員会で審議され、機能、性能等が確認されることにより、政令第32条及び条例第47条に規定する基準の特例を適用して設置することができる。
- (2) 基準の特例を適用する場合には、条例第64条第1項に規定する基準の特例等適用申請書を提出する必要があること。